⑶　国境における家畜・畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間を考慮しつつ、豚コレラの発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外からの厨芥（かい）残さについては、豚コレラウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。

⑷　各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、必要な改善指導を行う。

⑸　必要に応じ、全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。

⑹　発生時に直ちに防疫専門家等を現地に派遣できるよう、常に派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。

⑺　感染拡大の防止のために緊急ワクチン接種の実施が必要となったときに備え、十分な量のワクチンの確保が図られるよう必要な措置を講ずる。

2　都道府県の取組

⑴　1の⑴により提供を受けた発生状況に関する情報を、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者及び関係団体に周知する。

⑵　豚等の所有者ごとに、豚コレラが発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握する。

⑶　移動制限区域内の農場等が瞬時に把握できるよう、地図情報システム等を活用して農場の所在地を整理する。

⑷　発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。

⑸　豚等の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、豚等の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う。

また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

⑹　発生時には、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら市町村、関係機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況等の情報共有等を行い、連携体制を整備する。

⑺　近年、養豚経営の大規模化・効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、豚コレラの発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。

⑻　豚等の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。

①　当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。

②　市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第７項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。

③　焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等及びその所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。

④　公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。

⑼　都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。

⑽　畜産物を含む食品残さを給与している豚等の所有者に対して、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては、豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

3　市町村及び関係団体の取組

⑴　2に規定する都道府県の取組に協力する。

⑵　豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

第3　清浄性の維持確認のための調査

1　臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

都道府県は、原則として年１回、法第51条第１項の規定に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）について立入検査を行い、臨床検査により第４の１に掲げる異状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。

2　抗体保有状況調査

都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95％の信頼度で５％の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

3　病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、豚コレラの抗原検査及び血清抗体検査を実施する。

4　調査結果の報告

都道府県畜産主務課は、１から３までの調査等の結果について、年２回、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。ただし、陽性が認められ、豚コレラウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度動物衛生課に報告するものとする。

5　１から３までの調査等を行う調査員の遵守事項

１から３までの調査等を行う者は、次の事項を遵守する。

①　農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。

②　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

③　立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第５の１の判定により陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

第4　異常豚の発見及び検査の実施

1　豚等の所有者等から通報を受けたときの対応

都道府県は、豚等の所有者又は獣医師から、次の⑴から⑻までに掲げる症状が通常以上の頻度で見られた旨の通報を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、通報者等に対し、当該農場の飼養家畜及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

⑴　発熱、元気消失、食欲減退

⑵　便秘、下痢

⑶　結膜炎（目やに）

⑷　歩行困難、後躯麻痺（ひ）、けいれん

⑸　耳翼、下腹部又は四肢等の紫斑

⑹　削痩、被毛粗剛（いわゆる「ひね豚」）

⑺　異常産の発生

⑻　⑴から⑺までに掲げる臨床症状のいずれかを伴う死亡

2　都道府県による臨床検査

⑴　家畜防疫員は、１の農場に到着した後、車両を当該農場の敷地外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行う。

その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

⑵　家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状に関する報告及び写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。

⑶　都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査の結果、豚コレラウイルスの感染を疑う場合には、⑴で撮影した写真及び同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。